

会 議 録

会議の名称	令和5年度西東京市個人情報保護審議会（第2回）
開催日時	令和5年11月10日（金）午前10時から午前10時40分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、河野委員、岡本委員、大川委員、濱野委員 （事務局） 総務部長、総務部総務課法規文書担当課長、総務課法規文書係長、 法規文書係主事、法規文書係主事、法規文書係主事 （欠席委員） 茶谷委員
議 題	議題1 西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について 議題2 その他
会議資料	資料1 イントロダクション 「法」と「本手引」の関係
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○事務局	ただいまから、令和5年度第2回西東京市個人情報保護審議会を開催する。はじめに、委嘱状の交付を行う。 【総務部長から岡本委員に委嘱状を交付】 【西東京市個人情報保護審議会傍聴要領について事務局から説明】
○会 長	続いて「議題1 西東京市個人情報保護制度に係る手引の作成について」を議題とする。事務局からの説明を求める。 【事務局から説明】
○会 長	事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
○委 員	「西東京市個人情報保護制度に係る手引」は、紙媒体と電子媒体の両方存在するのか。そうであればどのように使い分けるのか。
○事務局	本手引は、電子媒体での配布を予定している。職員専用の掲示板に本手引を掲載し、必要に応じて各自ダウンロードすることを想定しており、

職員 1 人ひとりに紙媒体の手引を配布する予定はない。

- 委員 「旧西東京市個人情報保護審議会から答申を得ていて、個人情報の内部利用が定期的に生ずる事務については、初回の申請の際に当該事務ごとに包括的な申請及び内部利用の決定ができることとする。」とあるが、過去の答申は各課で把握しているのか。
- 事務局 過去に答申をいただいた事務については、各課に周知している。
- 委員 答申を得ている事務については包括的な申請が可能とあるが、実際にはどのような流れになるのか。
- 事務局 申請書の様式に「内部利用をする期間」を記載する欄があり、過去に答申をいただき、かつ、現在も実施している事務については、「随時」を選択してもらおう。初回に申請をしてもらえれば、その後は適切な運用をすることを条件として事務の実施を許可している。
- 委員 旧西東京市個人情報保護審議会で過去に答申を出して、かつ、現在も実施している事務については、初回の申請も不要ではないか。
- 会長 検討をお願いします。事務局としては、過去に答申を得ている事務であっても、初回の申請は必要と考えているのか。
- 事務局 年度ごとに個人情報保護委員会に内部利用と外部提供の内容及び件数を報告することになっている。件数についてその都度各課に照会をかける予定だが、事務局としても案件を正確に把握するために、初回の申請は必要と考えていた。
- 委員 件数の数え方等を個人情報保護委員会に確認した上で申請の要否を再整理した方がいいと考える。
- 委員 過去に答申を出している事務について初回の申請を不要とした場合に、一度答申を得ていることを理由に、答申内容の拡大解釈が起り得る可能性もあるので、注意してほしい。
- 事務局 事務手続で簡略化できる部分については、簡略化した場合の職員の受取方も含め、検討する。
- 委員 内部利用後の報告は予定していないのか。
- 事務局 予定していない。
- 会長 議会事務局はどのように運用しているのか。
- 事務局 議会事務局の運用方法は把握していない。
- 委員 手引内で、参照先として個人情報保護委員会作成のガイドライン等のページを記載しているが、クリックすれば該当箇所を開くことができるようにリンクを設定しているのか。
- 事務局 参照先のガイドライン等と本手引は別のファイルであり、現在は連携していない。システム上可能かどうかも含め検討させていただきたい。
- 委員 職員は、参照先であるガイドライン等をどのように確認するのか。
- 事務局 職員専用の掲示板に掲載している。

- 委員 本手引内で参照先リンクを設定することはできるのか。
- 事務局 同じファイル内であれば可能であると思われる。なるべく見やすいような工夫ができるように、システム上可能かどうかも含め検討したい。
- 会長 現在、個人情報の開示請求に係る不服申立ては受けているのか。また、個人情報保護法改正前後で開示請求事務の手続きに変更はあったのか。
- 事務局 不服申立ては受けている。また、開示請求事務の手続きに関しては、様式は新しいものを使用しているが、基本的な流れは変わっていない。
- 会長 承知した。本議題は継続審議とする。
- 会長 続いて「議題2 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

- 会長 以上で本日の会議は閉会とする。